

NewsLetter

2022 8 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上7-10-7 シールエンドビル4階

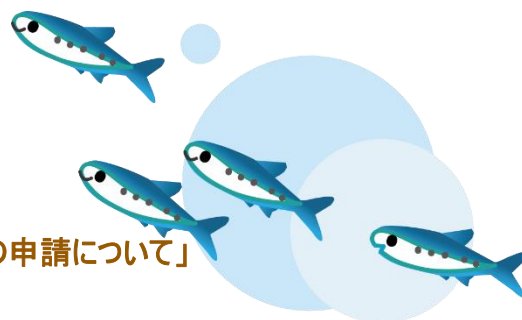
☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jimcom

HP <http://misaki-jim.com>

今月のCONTENTS

1. みさきコラム
2. コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まります
3. 実務に役立つ Q&A
「休業手当が必要に？機械故障で午後から休み」
4. 三崎事務所からのお知らせ「小学校休業等対応助成金の申請について」
5. 今後の在宅勤務どうする？
6. スタッフコラム（今回は高松です）
7. 人事労務ニュース
同月得喪の場合の社会保険料について



みさきコラム

こんにちは、三崎事務所の三崎です。いつもお世話になっております。

今年の梅雨明けは早かったですが、猛暑もつかの間、最近の天気は何だか不安定ですね。

私は数年前に熱中症で救急車のお世話になってしまいました、それ以来夏の暑さにびくついています。

その日は午後から3時間くらいの長い面談があり、冷房の部屋でしたが水分を取らずにいたので、思えばそれがダメだったかと思っています。その年も猛暑で、夜なのに病院は熱中症の人で溢れていました。1日で自宅に帰りましたが、その後もめまいと吐き気が続いて困りました。

年齢とともに代謝が悪くなり、スポーツなどで汗をかかない生活も良くないのかと思いました。

冷房の部屋と暑い外を行ったり来たりするのも、体がついていけないのかもしれない。

冷房や冷たい飲み物はもちろん大事ですが、適度に汗をかく時間を持つことも必要かと思いました。

8月も暑くなりそうですので、皆さんどうぞ無理せず、良く寝て消化の良いものを食べてお過ごしください。

また、コロナ感染者数がまたまた爆増しています。いつ誰が罹ってもおかしくない状況ですが、かからないためには、やはりマスク・手洗いは継続しなければならないですね。

7月末がピークともいわれていますが、行動制限は出ていませんので、この夏休みに人が動けば当然増加するのではないかと思います。医療ひっ迫が気になります。

さて、なかなか実行できなかったスマホの乗り換え、先日やっと終わりました。データの移行も cloud からできましたのでスムーズでした。同じ iPhone なので基本操作は変わりませんが、画像がきれいになっているのかな。ともあれ充電を気にする生活から解放されたので、外出時も一安心です。

コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まります

年比 175%、2019 年比 96.7%まで回復してきています。

一方、7月11日時点の新規感染者数は37,143人と、1週間前の16,805人と比較して2倍以上に

増え、第7波が始まっているともいわれています。

◆ ワクチン接種証明書が必要になったら？

こうしたなか、旅行や帰省などで遠方に出かける場合に接種証明書の提示が必要とされる可能性があります。

接種証明書は、接種を受けた際に住民票のある市町村への申請のほか、マイナンバーカードを持っている人は、国の新型コロナワクチン接種証明書アプリで入手できます。

◆ 7月下旬よりコンビニ交付も開始

さらに7月下旬からは、マイナンバーカードを持っている人は、全国約5万6,000の公的証明書等の交付サービスを行っているコンビニでも入手できるようになります（発行手数料120円）。

これは、スマートフォンを持っていない人や土日等に紙の接種証明書が必要とされる場合、転居により複数の市町村で接種を受けた場合の対応など、アプリではカバーできない部分の利便性向上のために開始されます。

◆ 海外渡航用の入手も可能

海外渡航に際し、接種証明書が入国時に有効と認められる国・地域は、102カ国・地域となっています（2022年3月24日時点）。

今後、海外旅行や出張などの機会も増えると見込まれていますが、海外渡航用の証明書も、アプリやコンビニ交付で入手可能となります。

ただし、マイナンバーカードにパスポート情報が登録されている必要がありますので、ご注意ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書（接種証明書）について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.htm

実務に役立つQ&A

休業手当が必要に？ 機械故障で午後から休み

Q

先日、午前中に店舗の機械が故障したため、午後は店を閉めて、パート従業員を帰らせたり休ませたりすることになった日がありました。休業手当の支払いが必要になると思いますが、始業が午前で所定労働時間の途中から休業となった人についても支払いは必要なのでしょうか。

A

休業が使用者の責めに帰すべき事由による場合、使用者は平均賃金の60%以上を休業手当として支払わなければなりません（労基法26条）。使用者の責めに帰すべき事由は、故意、過失または信義則上これと同視すべき事由よりも広く該当し、民法上は使用者の帰責事由とならない経営上の障害も含まれると解するのが妥当とされています（菅野和夫「労働法」）。たとえば、機械の検査、原料の不足、流通機構の不円滑による資材入手難などです。

休業は、丸1日だけでなく、所定労働時間の一部のみのケースも含まれます。一部休業でも平均賃金の60%の休業手当が必要で、この額へ現実的就労した時間分の賃金が満たないときは、差額を支払う必要があります（昭27・8・7基収3445号）。ご質問の場合は、この差額の支払いが最低限必要といえます。なお、たまたまその日の所定労働時間が短かったとしても、平均賃金の60%以上の支払いが必要になる点には注意が必要です。

【小学校休業等対応助成金の申請について】

小学校休業等対応助成金は、小学校以下のお子さんがコロナに罹患し、学校・保育園・学童保育などに行けなくなり、社員が会社を休まなければならなくなった場合などに利用できる助成金になります。(支給対象となるかどうかは個々のケースで判断が必要です)

弊所では基本的には自社で申請していただくことを推奨しておりますが、申請を弊所で承る場合は給与計算業務を受託している会社様を優先でご対応させていただきます。また、申請には別途手数料を申し受けますことをご了承ください。手数料は1件10,000円～(休業規模により変動します)となります。コロナ感染者数が増大していますので、今後この助成金を利用される機会も増えることと思いますので、弊所での申請対応について、ご案内させていただきました。

今後の在宅勤務はどうする？



◆ 29.1%の企業で約1割の従業員が在宅勤務を実施

東京商工リサーチが行った調査によると、2022年6月時点で「在宅勤務を実施している」と回答した企業は29.1%だそうです。2021年10月に行った同じ質問に対する回答結果からは約8%低下しています。今回の内訳を見ると、大企業の約57%に対して中小企業では約24%と差が大きくなっています。実施企業では、約1割の従業員が実施している企業が、大企業・中小企業とも最多となっています。

◆在宅勤務を取りやめた企業が約27%

中小企業で特徴的なのは「新型コロナ以降、一度も実施していない」で、約48%となっています(大企業では約16%)。

また、「実施したが取りやめた」とする企業は、企業規模にかかわらず約27%でした。

この調査結果では、その細かい理由までは掲載されていませんが、在宅勤務に対する評価方法が難しいことなどが理由のようです。

◆DXを止めない

コロナ禍により、業務のやり方を変えなくてはならなくなったことで、強制的にDX化が進んだ一面もあるでしょう。新型コロナは、ある意味で、政府による働き方改革の取組みより、働く人の意識を変える効果があったかもしれません。

新型コロナによる企業活動への影響はすでに収束したという企業も一定程度あり、企業の人手不足感が現れてきています。

コロナ禍の期間で行った業務改善や得られた知恵は継続していくほうが、労働環境の改善につながり、結果として人材確保などに有利に働くと考えられます。一方、在宅勤務を行って問題点が出てきたにもかかわらずそれを放置するのも良くありません。

元に戻すにしても続けるにしても、その効果と課題についてしっかりと検証を行いましょう。

「なんとなく」というのは避けたいものです。

【東京商工リサーチ「第22回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」】

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220622_01.html

我が家の近くの並木道に、ムクドリの巣があるようです。

日中は近くの河川敷に餌を探しに出ているようで気配を感じないのですが、夕方になると数百羽の群れが一斉に寝ぐらに帰ってきて、集団で巣の周りを飛び回ります。

まとまって空中を旋回する様子は、まるで黒く変形する雲のようです。最初のうちは、マスケームを見ているようで興味深く感じていたのですが、今は夜遅くまで聞こえる鳴き声や糞の被害に困っています。

ムクドリと共存するにはどうしたらよいのか近隣住民と頭を悩ませています。(高松)



労務ニュース

同月得喪の場合の社会保険料について

今回は同月得喪の場合の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）について説明します。健康保険料と厚生年金保険料とで取扱いが異なることがありますので注意しましょう。

○同月得喪とは

社会保険の資格を取得した月にその資格を喪失した場合を同月得喪といいます。すなわち、入社と退職（末日退職を除く）が同月内に行われた場合をいいます。資格喪失日は、退職日の翌日となることから、末日退職の場合は同月得喪には該当しませんのでご注意ください。

○同月得喪の場合の厚生年金保険料について

原則として、同月得喪の場合もその月分の厚生年金保険料の納付が必要となります。ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に再度厚生年金保険の資格を取得したり、国民年金（第2号被保険者を除く）の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。国民年金の第2号被保険者とは、民間の会社に勤めている方や公務員などの厚生年金保険の被保険者や共済の加入者のことを指します。

同月得喪に該当する場合、先に喪失した厚生年金保険料の納付が必要か否かの判断は日本年金機構が行うため、実務上は、たとえ還付されることが分かっていたとしても厚生年金保険料を給与計算の際に控除して一度納付することとなります。その後、管轄の年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせが送付され、厚生年金保険料が還付されます。

還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ還付することになりますので、実務上はかなり手間や労力がかかることとなります。

○同月得喪の場合の健康保険料について

健康保険料については、同月得喪の場合もその月分の保険料の納付が必要となります。厚生年金保険料と違い例外がありません。同月得喪の場合でも必ず保険料の支払いが必要となりますのでご注意ください。

○注意点

同月得喪の場合の厚生年金保険料の納付を要しない場合についてしっかりと把握しておき、厚生年金保険料が還付される場合には、被保険者負担分を必ず退職した元従業員に返還してください。返還しないと、労働基準法の全額払いの原則に違反する可能性がありますのでご注意ください。